

桑名圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

平成 30 年 1 月 24 日
平成 30 年 8 月 28 日 改定

桑名圏域県管理河川水防災協議会

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町
気象庁津地方气象台、三重県四日市地域防災総合事務所
三重県桑名地域防災総合事務所、三重県四日市建設事務所、
三重県桑名建設事務所
【オブザーバー】国土交通省木曾川下流河川事務所

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	10

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、桑名圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町、気象庁津地方气象台、三重県、（オブザーバー：国土交通省木曾川下流河川事務所）が「桑名圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、桑名圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「桑名圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
桑名市	市 長
いなべ市	市 長
木曽岬町	町 長
東員町	町 長
朝日町	町 長
川越町	町 長
気象庁津地方気象台	台 長
三重県 四日市地域防災総合事務所	所 長
桑名地域防災総合事務所	所 長
四日市建設事務所	所 長
桑名建設事務所	所 長
【オブザーバー】 国土交通省木曽川下流河川事務所	所 長

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとするを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防活動のための取組
- 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。	員弁川 (水位周知河川)	平成29年度から実施	三重県 桑名市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町
	・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するホットラインを運用する。			三重県
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。	員弁川 (水位周知河川)	平成31年出水期前までに水害対応タイムラインを作成	三重県 桑名市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町
3	【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川について、水害危険性(浸水状況等)の情報共有する。	員弁川	毎年、継続して実施	三重県 桑名市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町
		三孤子川、藤川、戸上川		三重県 東員町
4	【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。	全ての地区	毎年、継続して実施	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町
				朝日町 川越町

5	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 	員弁川 (水位周知河川)	<p>平成 31 年度までに実施(いなべ市)</p> <p>平成 33 年度までに実施(三重県、桑名市、朝日町、川越町)</p>	<p>三重県 桑名市 いなべ市 朝日町 川越町</p> <p>東員町 (平成 29 年度実施済み)</p>
6	<p>【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する。 	員弁川 相場川 嘉例川 弁天川 大山田川 沢北川	平成 28、29 年度に実施済み	三重県
7	<p>【洪水ハザードマップの作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 	員弁川 相場川 嘉例川 弁天川 大山田川 沢北川	平成 29 年度に実施	朝日町 川越町
			平成 30 年度に実施	東員町
			平成 31 年度に実施	桑名市
			平成 32 年度に実施	いなべ市
8	<p>【浸水実績等の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるように支援する。 	対象全河川	随時	<p>三重県 桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 朝日町 川越町</p>

9	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施する。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県 桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町 朝日町 川越町
10	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むため防災訓練を実施したり、災害・防災講習等をおこなう。	対象全河川	毎年、継続して実施	いなべ市 木曽岬町 東員町 朝日町
			要請に応じて実施	三重県 桑名市 川越町
11	【水位、雨量情報のさらなる周知】 ・テレビのデータ放送による水位情報や雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに役立ててもらおう。 ・「防災みえ.jp」による水位情報や雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに役立ててもらおう。	員弁川 (水位周知河川)	毎年、継続して実施	三重県 いなべ市
			平成30年以降	桑名市 東員町 朝日町 川越町
	新たな情報提供手段についても検討を行う。		平成33年度までに検討	三重県 桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町 朝日町
12	【危機管理型水位計、量水標等の設置】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標等を設置する。	対象全河川	平成32年度まで	三重県 桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町 朝日町 川越町
		員弁川 (川越町)	実施済み	川越町 (防災カメラ設置及び水位表示)

13	【防災気象情報の改善】 ・大雨（浸水害）洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにする	全ての地区	平成29年7月から実施	津地方気象台
----	---	-------	-------------	--------

2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
14	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・関係者と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る。	員弁川他 29 河川	毎年、継続して実施	三重県 桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町 朝日町 川越町
15	【水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）】 ・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。	桑名市 朝日町	毎年、継続して実施 平成30年度以降	桑名市 朝日町
16	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。	各会場	毎年、継続して実施	桑名市 川越町
	・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。	毎年、1河川を選定		三重県
17	【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練を実施する。	三重県 桑名市	毎年、継続して実施	三重県 桑名市

18	【水防団間での連携、協力に関する検討】 ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。	桑名市	毎年、継続して実施	桑名市
19	【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	対象施設	平成 33 年度までに実施予定	桑名市 川越町
20	【市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。	対象施設	平成 33 年度までに実施予定	桑名市 川越町 (庁舎実施済み)

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
21	【危機管理型ハード対策の実施】 ・氾濫リスクの高い堤防において、決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）を実施する。	員弁川	平成 33 年度までに着手検討	三重県
22	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(計画的な河川改修)】 ・整備計画の目標に対して流下能力が不足している箇所を解消するため計画的な河川改修を行う。	員弁川 (桑部)	事業実施中、継続して実施	三重県

23	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するため堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施する。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県
	・撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定する。			三重県 桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町 朝日町 川越町

4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
24	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表する。	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	平成31年度	三重県
	・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定する。		調査結果公表後	
	・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載する。		区域指定後	三重県 桑名市 いなべ市 東員町 朝日町
	・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布する。 (土砂災害注意喚起)		区域指定後	桑名市 いなべ市 東員町 朝日町
25	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表する。 ・電子メールにより危険度情報を配信する。	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	毎年、継続して実施	三重県 津地方気象台

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令するための基準を適正に運用する。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実に行う。 	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	毎年、継続して実施	桑名市 いなべ市 朝日町
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の点検を行う。 ・対象地域の住民への個別説明を行う。 			東員町
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難場所を確保する。 			桑名市
26	<p>【早めの避難につなげる啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市担当者向けの勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」、「土砂災害に関する防災訓練の実施」、「要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり」を支援・促進する。 	市担当者	毎年、継続して実施	三重県 津地方気象台
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害から身を守るため自主避難を促す出前講座を実施する。 	圏域内の住民	要請に応じて実施	三重県 桑名市 いなべ市
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止月間（6月）を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 	圏域内の住民	毎年、継続して実施	三重県 桑名市 東員町 朝日町

5 . フォローアップ

毎年、出水期に取組の進捗状況を確認し、出水期後にその年の出水時の対応について振り返り、次年度のフォローアップにつなげます。

必要に応じて取組の見直しを行います。